

中国・九州・四国学生オリエンテーリング連盟規約

第1章 総則

第2章 加盟

(名称)

第1条 本連盟は中国・九州・四国学生オリエンテーリング連盟と称する。

(目的)

第2条 本連盟は中国・九州・四国地区の学生オリエンティア間の連帯と協力およびオリエンテーリングの普及と技術の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 本連盟は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 中国・九州・四国学生オリエンテーリング選手権大会の開催。
2. 連盟大会、合同合宿、対抗戦の開催
3. 学連機関誌、その他刊行物の発行。
4. その他第2条の目的達成のために必要な事業。

(組織)

第4条 本連盟は、日本学生オリエンテーリング連盟(以下、日本学連)の下部組織として存在しており、以下鳥取・島根・岡山・広島・山口・福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・大分・宮崎・沖縄・香川・愛媛・徳島・高知の各県がこれに属する。

(年度)

第5条 本連盟の年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(連盟への加盟資格)

第6条 本連盟に加盟できる資格は、学校教育法、同施行細則の大学設置基準によって設置された大学、短期大学設置基準によって設置された短期大学、高等専門学校設置規則によって設置された高等専門学校(4・5年)およびこれに準じたもので本連盟の認めたものとする。

(加盟形態)

第7条 本連盟への加盟形態には加盟、準加盟の2種類がある。

(加盟校)

- 第8条
1. 加盟校は、加盟員が3名以上であることを原則とする。
 2. 加盟校は日本学連総会への出席、参加につき権利を有し、義務を負う。
 3. 加盟校は代表委員1名を指名し、本連盟の総会への出席、参加につき権利を有し、義務を負い、積極的にオリエンテーリング活動をし、本連盟の活動に何らかの寄与をすることが望まれる。

(準加盟校)

- 第9条
1. 準加盟校は日本学連の活動に参加し、日本学連から連絡を受けることができる。
 2. 準加盟校は代表委員1名を指名し、総会への出席、参加につき権利を有し、義務を負う。

(加盟校申請の条件)

- 第10条 準加盟校の加盟校申請の条件は以下のとおりとする。
1. 準加盟以来満1年以上経過していること。
 2. 登録加盟員数が10名以上であること。

(加盟校の昇格および降格)

- 第11条
1. 加盟校は連続して日本学連総会を欠席した場合、準加盟へ降格されることもある。
 2. 準加盟校は前条の申請により加盟校へ昇格できる。ただし、加盟校への昇格および準加盟校への降格については、本連盟総会の承認を必要とする。

(加盟員登録)

- 第12条
1. 各加盟大学は加盟員名簿を6月15日までに本連盟事務局へ提出しなければならない。それ以後の加盟、取り消しおよび変更はその都度通知しなければならない。ただし、年度途中の加盟は12月31日までとする。
 2. 加盟員登録は年度ごとに更新されなければならない。
 3. 本連盟の登録をもって、日本学連の登録もなされるものとする。

(加盟料の納入)

- 第13条
1. 加盟校、準加盟校は加盟料を毎年6月15日までに本連盟事務局に納入しなければならない。
 2. 前項に定められた加盟料には、日本学連への加盟料も含まれるものとする。
 3. すでに納入した加盟料は事情の如何にかかわらずこれを返還しない。

第3章 総会

(総会の構成)

- 第14条 総会は以下の代表委員によって構成される。
1. 本連盟幹事
 2. 各大学の代表

(総会の職務)

- 第15条 総会は本連盟の最高議決機関であり、次にあげる事項について議決および承認する。
1. 予算および決算
 2. 役員の選出および罷免
 3. 規約の改正
 4. その他本連盟の運営に関する事項

(総会の成立および議決)

- 第16条
1. 総会において代表委員は平等の議決権および選挙権を有する。
 2. 総会は、代表委員の過半数の出席(委任したものを含む)で成立し、議決および承認については出席者の過半数をもって行う。なお、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

(代表委員以外の出席)

- 第17条 総会は幹事長が認めたとき、代表委員以外のものを出席させ意見を聞くことができる。

(総会の招集)

- 第18条
1. 総会は次の場合幹事長がこれを招集する。
 1. 年2回(3月、11月)の定例総会
 2. 幹事長が必要と認めた場合

3. 代表委員により審議事項を添えて要請があった場合

2. 総会を招集するためには幹事会の会日の14日以前に加盟校および本連盟幹事に対し、日時および場所について通知しなければならない。このとき、この通知には会議の目的とされる事項が記載されていなければならない。

(議長の選出)

- 第19条
1. 総会は議長を1人置く。
 2. 議長は他のすべての案件に先立って代表委員の中から選出される。
 3. 前項の議長が選出されるまでは幹事長が仮議長を務める。

(議長の責務および権限)

- 第20条
1. 議長は、総会の秩序を保持し、議事を整理する。
 2. 議長は、総会の議事進行を妨害するものに対して退場を命じることができる。
 3. 議長は、前項のような事態が生じた場合、総会を一時中断できる。

(委任状)

- 第21条
- 総会にやむをえず出席できない代表委員は別に定める規則により議長宛に委任状を託さなければならない。

(緊急事項)

- 第22条
- 緊急を要する場合は、総会の議決および承認を得なければならない事項についても幹事長がこれに代わって決定することができる。この場合、後に総会において承認を得なければならない。

第4章 役員

(役員)

- 第23条
- 本連盟に次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 1名
3. 参与 若干名
4. 諮問委員長 1名
5. 幹事長 1名
6. 副幹事長 1名
7. 会計 1名
8. 会計監査 1名
9. 事業局長 1名
10. 広報局長 1名
11. 事務局長 1名

(会長)

- 第24条
- 会長は、本連盟を代表する。

(副会長)

- 第25条
- 副会長は、会長を補佐し、会長不在のときこれを代行する。

(参与)

- 第26条
- 参与は、本連盟の重要事項について諮問に応じる。

(諮問委員長)

- 第27条
- 諮問委員長は、本連盟の諮問委員会を代表し、これを統括する。

(幹事長)

- 第28条
- 幹事長は、総会で決定された意志に基づき本連盟の運営を執行かつ統括する。

(副幹事長)

第29条 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長不在のときこれを代行する。

(会計)

第30条 会計は、本連盟の会計事務を統括する。

(会計監査)

- 第31条
1. 会計監査は、本連盟の会計事務を監査する。
 2. 会計監査は本連盟の役員および各加盟校の代表を選出してはならない。
 3. 会計監査は任期年度の会計を監査し、翌年度初めての総会でこれを報告する。
 4. 加盟校または役員の請求がある時は、監査報告をしなければならない。
 5. 会計監査は不正に気づいた時は、遅滞無く報告しなければならない。

(事業局長)

第32条 事業局長は、事業局を統括する。

(広報局長)

第33条 広報局長は、広報局を統括する。

(事務局長)

第34条 事務局長は、事務局を統括する。

(役員の任期)

第35条 本連盟役員の任期は4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。ただし、留任はさまたげない。

(役員の選出)

第36条 役員は、以下のように選出される。

1. 第23条1項から3項に定めたる役員は、総会が推薦する。

2. 第23条4項に定めたる役員は、諮問委員会が推薦する。

3. 第23条5項から第11条までに定めたる役員は、加盟校に所属するものの中から総会が推薦する。

(幹事)

第37条 役員のうち、会長・副会長・参与以外の役員を幹事と称する。

(幹事の権利および義務)

第38条 幹事は、代表委員として総会への出席につき権利を有し、義務を負う。

(幹事の補充)

第39条 本連盟幹事に欠員が出たときは、第36条3項に準じて1カ月以内に補充しなければならない。また、このとき補充された幹事の任期は前任者の残りの期間とする。

(幹事会)

- 第40条
1. 幹事会は幹事によって組織され、この規約に基づき、本連盟の業務の執行を決定し、その運営の責を任ずるものとする。
 2. 幹事会は本連盟の運営に監視必要な規則を定める事が出来る。
 3. 幹事会は幹事長が必要と認めた時にこれを招集して開催する事が出来る。
 4. 諮問委員は幹事会に出席して意見を述べる事が出来る。

第5章 事務機構

(事務機構)

第41条 本連盟は次の事務機構を置く。

1. 事業局：本連盟の事業部門を担当する。

2. 広報局：本連盟の広報部門を担当する。
3. 事務局：本連盟の事務部門を担当する。

(内部部局)

第42条 本連盟の運営を円滑に行うため、前条の各局に内部部局を設けることができる。内部部局の設置については別に定める規則による。

(事務機構の構成)

第43条 各局は連盟委員によって構成され、第36条3項により選出される局長により統括される。

第6章 連盟委員

(連盟委員)

第44条 本連盟の運営を円滑に行うために連盟委員をおく。

(連盟委員の職務)

第45条 連盟委員は第41条の事務機構のいずれかに所属し、その事務を行う。また、幹事長の求めに応じ、総会の審議に必要な職務を行う。

(連盟委員の登録)

第46条 各加盟校は、総会において必要な連盟委員を登録する。

(連盟委員の任期)

第47条 連盟委員は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。但し、留任をさまたげない。

第7章 諮問委員

(諮問委員)

第48条 本連盟および日本学連の目的に賛同し、本連盟の活動に参画する意志のあるもの、または第4条に定められたる本連盟統括地区に居住する日本学連賛助会員は幹事長の承認をもって、諮問委員となることができる。

(諮問委員の活動)

第49条 諮問委員は本連盟の構成員として、本連盟および日本学連の事業が円滑に行われるよう、参画、助言、協力などの援助を行う。

(諮問委員会)

第50条 諮問委員会は第48条に定めたる諮問委員によって構成される。諮問委員会は次の活動を行う。

1. 本連盟の活動に対する援助
2. 地区インカレの競技部門に関する運営
3. その他必要と認められること

(諮問委員総会の招集)

第51条 諮問委員会総会は、次の場合に諮問委員長がこれを招集する。

1. 諮問委員長が必要と認めた場合
2. 幹事会が開催を要請した場合

(諮問委員総会)

第52条 1. 諮問委員総会は諮問委員会の意思決定機関であり、次に掲げる事項に議決・承認する。

1. 年度始めに行われる第1回の諮問委員総会での諮問委員長の選出

2. 本連盟の運営に関して幹事会または本連盟諮問委員が提案した事項

2. 諮問委員総会は過半数の諮問委員の参加により成立し、決議は参加諮問委員の過半数の賛成が必要である。
3. 諮問委員総会の決議は諮問委員会全体の意見として幹事会に勧告できるものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第53条 本連盟の運営を円滑に遂行するために、委員会を置くことができる。

(委員会の構成)

第54条 委員会は、加盟員および評議員により構成される。

(委員会の設置および定数)

第55条 委員会の設置および定数は、別に定める規則による。

第9章 経費

(経費)

第56条 本連盟の経費は次のもので支弁する。

1. 加盟料
2. 関係機関および団体から受ける補助金
3. 事業収入
4. その他の収入

(加盟料の金額)

第57条 加盟料の金額は総会の承認を経て定める。

第10章 改正

(規約改正)

第58条 本連盟の規約改正は、当連盟総会において加盟校総数の3分の2以上の賛成を必要とし、さらに日本学連総会において承認されなければならない。

第11章 最高法規

(最高法規)

第59条 本規約に反する規則・命令はその効力を有しない。

第12章 補則

(細則の設定)

第59条 本規約で定めていない事項については、総会の承認に基づき、細則を設けることができる。

(施行期日)

第60条 本規約は、平成29年4月1日から施行する。

昭和60年4月1日 制定

平成2年11月23日 一部改正

平成5年11月13日 全文改正

平成29年3月20日 一部改正